

○ 財務省告示第 110 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 5 条第 11 項の規定に基づき、令和 6 年 3 月 28 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 10 日

財務大臣 鈴木 俊一

- |   |  |  |
|---|--|--|
| 1 | 名称及び記号                                       | 利付国庫債券（40 年）（第 16 回）   |
| 2 | 発行の根拠法律<br>及びその条項                            | 財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 4 条<br>第 1 項並びに特別会計に関する法律<br>（平成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1<br>項、第 47 条第 1 項及び第 62 条第 1 項  |
| 3 | 振替法の適用等                                      | 社債、株式等の振替に関する法律（平<br>成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」<br>という。）の規定の適用を受けるもの<br>とし、その振替機関は日本銀行とする。   |
| 4 | 発行方法   | 利回りを競争に付して行われる入札<br>（以下「利回り競争入札」という。）<br>による発行（以下「利回り競争入札発<br>行」という。）及び利回り競争入札の<br>募入の決定をした後に行われる入札で<br>あって、財務大臣が各国債市場特別参<br>加者ごとに応募限度額を定めるもの<br>による発行（以下「国債市場特別参加者・<br>第 II 非価格競争入札発行」という。） |
| 5 | 募入決定の方法                                      |  |
|   | (1) 利回り競争<br>入札発行                            | 各申込みのうち応募利回りの低いもの<br>からその応募額を順次割り当てる。  |
|   | (2) 国債市場特<br>別参加者・<br>第 II 非価格<br>競争入札発<br>行 | 各国債市場特別参加者ごとの応募限度<br>額の範囲内において各申込みの応募額<br>を割り当てる。  |
| 6 | 発行額  |  |
|   | (1) 利回り競争<br>入札発行                            | 額面金額で 699,700,000,000 円<br>うち、財政法第 4 条第 1 項の規定に基   |

		づき発行した利付国債については、額面金額で 245,654,050,000 円、特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 149,672,750,000 円、同法第 47 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 292,384,250,000 円、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 11,988,950,000 円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第 47 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で 53,100,000,000 円
7	払込金額	
(1)	利回り競争入札発行	583,619,770,000 円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	44,290,710,000 円
8	最低額面金額	50,000 円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和 6 年 3 月 28 日
11	発行価格	額面金額 100 円につき 83 円 41 銭
12	利率	年 1.3%
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第 20 号に規定する期日に払い込むものとする。

		$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{8}{365}$
14 初期利子		令和 6 年 9 月 20 日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第 16 号において規定する期日について同じ。）。
		$\text{額 面 金 額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$
15 第 2 期以後の利子		毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日を支払期とし、各支払期において、その日以前 6 月間に属する利子を支払う。
16 償還期限		令和 45 年 3 月 20 日
17 償還金額		額面金額 100 円につき 100 円
18 元利金支払場所		日本銀行
19 入札参加者		財務大臣から通知を受けた者
20 払込期日		令和 6 年 3 月 28 日